

住みなれた地域で安心して暮らしたい、岩手の外出支援・生活支援を考える-2022



## 全国の移動支援の状況について



事務局長 伊藤みどり

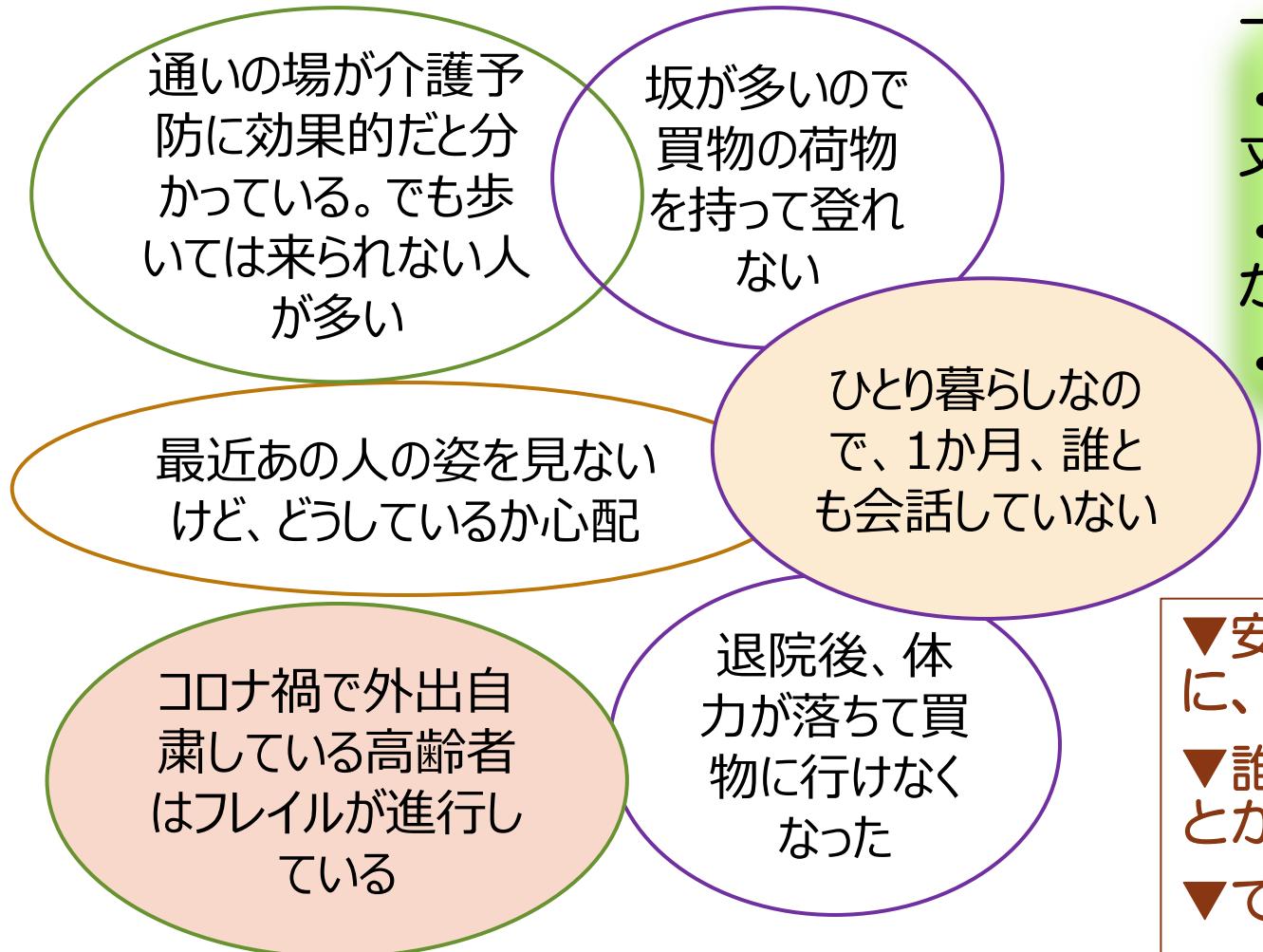
## ・住民主体の移動支援とは何か？

- ・移動支援のしくみと特徴（各地の事例）
- ・知っておくべき法律と事故対策  
～最近の動き～



© イラスト協議会プラス

# 何のために取り組むの？



一方で…

- ・家族が送り迎えしているから大丈夫
- ・マイカーがないと生活できないから免許返納はしない
- ・まださほど困っていない

- ▼安心して暮らし続けられるように、今できることを考えてみよう
- ▼誰が何に困っているかを知ることが大事
- ▼できるときがはじめどき

# コアメンバー・担い手はどこにいるの？

## ●介護・福祉の専門職を交えて

- ・地域ケア会議
- ・生活支援体制整備事業に基づく協議体

## ●地域の組織が母体となって

- ・自治会、地区社協
- ・まちづくり協議会、校区協議会、地域協議会など

## ●社会福祉協議会がリードする

- ・社協が事務局を務めるボランティアグループ
- ・社協が主宰する会議から生まれるボランティアグループ

## ●地域の拠点や施設から発案

- ・サロン活動の実施主体
- ・社会福祉法人や医療機関

## ●NPO法人や自主的なボランティアグループ

## ●地域おこし協力隊や集落支援員

西和賀町の  
サロン実施団体による生活支援

盛岡市乙部地区の  
「大ヶ生おでかけバス」

# 地域生活を支える公共交通と移動サービス

## 道路運送法

許可

バス

タクシー

路線バス・コミュニティバス

一般タクシー・介護タクシー・  
デマンド型乗合タクシー

運賃OK



コミュニティバスや乗合タクシーを住民組織  
が企画運営するケースも

登録

自家用有償旅客運送 2006~

非営利の範  
囲で運賃OK

- ①交通空白地有償運送 …タクシーが営業しない地域などで、市町村またはNPO等が、  
**住民全体を対象に行う**
- ②福祉有償運送 …**障害者手帳保有者・要介護・要支援認定者(基本チェックリスト該当者)**等  
を対象に市町村またはNPO等が行う。**一般の高齢者は不可**

互助活動

許可・登録の手続きが不要な運送

運賃NO

…地域福祉の観点から住民たちが互助の精神でつくる移動・外出支援



## (参考) 新しい移動手段＆支えるしくみ

- ・ MaaS(マース: Mobility as a Service)
- ・ AIデマンド交通
- ・ グリーンスローモビリティ(グリスロ)
- ・ 自動運転
- ・ タクシーのサブスクリプション
- ・ カーシェアリング
- ・ 共同送迎
- ・ 事業者協力型自家用有償旅客運送

色々な人・企業・地域行政が、チャレンジ＆試行錯誤しています

- ・住民主体の移動支援とは何か？

## ・**移動支援のしくみと特徴（各地の事例）**

- ・知っておくべき法律と事故対策  
～最近の動き～



**動画「住民主体の移動・外出支援って何？」**

<https://www.youtube.com/watch?v=yUv8goKQyLg>

© イラスト協議会プラス

# 全国各地の事例（役立つ動画のご紹介）

## 1. 静岡県御殿場市「ほっくばら買い物支援プロジェクト ひまわり」（7分19秒）

<https://www.youtube.com/watch?v=B1fo4I94Uwg&t=87s>

#買い物支援 #社会福祉法人の空き車両 #創出プロセス #関係者の声

## 2. 長崎県佐世保市：しかまち・買い物支援（3分16秒）

<https://www.youtube.com/watch?v=FplRIZqZfks>

#買い物支援 #社会福祉法人の空き車両

## 3. 佐賀県小城市：小城市支え合いセンター（20分43秒）

<https://www.youtube.com/watch?v=4q9MQeSzm4c>

#協議体 #マイカーボランティア #利用者の声 #自立支援

## 4. 東京都町田市：成瀬お助けたい

<https://www.youtube.com/watch?v=z2PKS2Z3ARM&t=3s>

#家事・身辺援助サービスと一体的に実施する移動支援 #マイカーボランティア

## 5. 「住民主体の移動・外出支援って何？」（28分22秒） ※DVDは400円です。

<https://www.youtube.com/watch?v=yUv8goKQyLg>

## 6. 第5回SCカフェ（奈良県葛城市、静岡県函南町、横浜市都筑区、栃木県渋川市）

<https://www.youtube.com/watch?v=vOl1BtxQeEs>

## 7. R3年度 総合事業活用の移動支援（大阪市、三重県名張市、函南町）

<https://www.ihep.jp/publications/elderly-search/?y=2021>

# 道路運送法における許可又は登録を要しない運送 ～登録不要の移動支援（主なタイプ）～

住民の車　　社福の車　　市の車



住民が  
サービス  
調整



住民  
ドライバー　　社福の  
ドライバー



運賃は  
不可

## （1）住民などが手弁当で運行

- ①乗り合ってサロンや買い物などに出かける
- ②生活支援の一部として通院や買い物を支援

## （2）市町村の車（保険付）で住民が運行

## （3）社会福祉法人等が車両や運転者を提供 または住民が運転して買い物やサロンへ

## （4）介護予防・日常生活支援総合事業の補助金 を活用して1～3の方法で運行

道路運送法上の  
許可や登録の  
手続き不要の  
形態で行われて  
いることが多い

まだ少ないけれど…

# (1) 住民などが手弁当で自主的に運行

## 乙島らんらん（岡山県倉敷市乙島小学校区）

乙島小学校区2,688世帯  
6,389人／31.1%（2018年6月）

スタート	2017年7月
運行日	週2日（火・金曜） 8:00～18:00
車両	乙島小学校区コミュニティ協議会の リース車両（軽自動車）
拠点、コーディネーターの担当者	<ul style="list-style-type: none"><li>・コミュニティハウス（集会所）</li><li>・同協議会はここを拠点に複数の事業を実施</li><li>・小学校区コミュニティ協議会のスタッフ</li></ul> <p>ドア・ツー・ドアではあるが、目的地はおおむね玉島地区内にあるため5km</p>



- ・対象者：倉敷市玉島乙島地区の住民（高齢者・障がい者）
- ・利用者数：（実利用者）登録者数60名（いずれも高齢者）
- ・利用者数1,303名（2018年12月現在）
- ・運転者数：5名／65歳以上の高齢者
- ・利用者負担：ガソリン代実費（片道100円）※実際の運行に基づき1km20円で5km
- ・助成金等：倉敷市コミュニティ協議会活動費補助金115,000円（2017年度実績）

# 門馬地域送迎チーム（岩手県宮古市）・・・試行中

## 地域包括ケア情報紙「ちいきで包む」32号

（令和4年12月22日発行）地域の有志が、高齢者の移動を支える  
宮古市「門馬地域送迎チーム」の巻（PDF 3.0MB）

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/koureisha/1003646/1003648.html>

ぜひご覧ください。

## 話し合いを経て決めたこと

【対応エリア】 門馬地区（区界～平津戸約17km）

【利用会員】 登録制。双方の安全・安心のために必ず保険を掛ける。

【活動者】 自家用車で送迎する。自宅近くの方をマッチングして燃料費を節約。

【送迎範囲】 地域行事・サロン、自宅から106バス停まで、バス停から自宅。  
(ロングドライブはプロへ任せ、地域バス、デマンドタクシーとかぶらない部分をカバー)

【謝礼】 チケット制とし、会員は事前購入。車内で金銭のやり取りはしない。  
チケット代は年間活動後、実績に応じて、ガソリン代等として還元したい。※

【事務担当者】 平日日中は門馬出張所で予約取りまとめ。ドライバー間の送迎マッチングは会員間で調整。土日祝日の予約は、会員が対応。



※令和4年度は試行とし、無料とする。保険料は赤い羽根共同募金助成金を活用

## (2) 市町村の車（保険付・ガリソン付）で住民が運行する事例

### 広島県 福山市「高齢者外出・買い物支援事業」

有償ボランティア

#### 福山市高齢者外出・買い物支援事業

- ・ 地域で高齢者を支える仕組みとして2009（平成21）年度に創設
- ・ **地域ごとに住民が支援グループを結成**（構成は、自治会町内会連合、ボランティアの会など）

##### 福山市が車両を調達(リース)

- ・地域の有志の会に車両の運行等を**委託**
- ・業務上の責任は福山市が負う

##### ワゴン8台、セダン1台、軽1台（10地区用）

- 地域の有志の会（ボランティア）
- ・サービスの実施
  - ・車両の管理等
  - ・ボランティアの募集、利用者の登録等
  - ・運転者は「認定運転者講習を受講」



##### 実施状況

10学区（地区）で実施（2021年10月現在）  
運行曜日 各5日～2日／週

##### 利用者負担

なし

### (3) 社会福祉法人が車両や運転者を提供して買い物へ

#### 高齢者買い物送迎車運行事業 「買い物ワゴン車」(岩手県大船渡市)

吉浜地区には生鮮食料品等を取り扱っている店舗が無く、自ら移動手段を持たない高齢者、また、坂道が多い、吉浜駅や患者輸送車の停留所から離れている等の交通に不便な地域の高齢者は、新鮮な 野菜や鮮魚等を購入することは困難な状況にあり、このような高齢者の買い物を支援するため、毎週金曜日午前中、大船渡市立根町内の商業施設へ無料送迎サービスを実施しています。（愛生会HPより）

##### ＜しくみ＞

- ・ **対象地域**：大船渡市三陸町吉浜地区の住民
- ・ **運行日**：毎週金曜日 午前中（9～12時の間）
- ・ **目的地**：デイリーポート、ツルハ、ダイソー、マイヤ、コメリ、ケーズデンキ
- ・ **車両**：愛生会の車両
- ・ **運転者**：愛生会「吉浜荘」の施設職員
- ・ **添乗ボランティア** 1名
- ・ **利用者負担**：会費 1ヶ月 1,000円



##### 2021年度の実績 (2022年3月末時点)

運行日数（予定は50日、コロナ禍により28日運休）	22日
延べ利用人数	52人
1回あたり利用者数	2.4人
延べ添乗ボランティア数	20人
利用会員数	7人
添乗ボランティア数	4人



## ＜実施団体の特徴＞

「吉浜地区助け合い協議会」は第2層協議体（構成員13名で設立）

大船渡市は、地区公民館ごとに生活支援コーディネーターが配置されており、2層協議体も地区公民館単位で組織されている。

地区公民館の館長（吉浜地区助け合い協議会事務局長）が、行政職員OBで、第2層生活支援コーディネーターでもある。第2層生活支援コーディネーターは、二人SCを務めている。

※市は、地区の協議会に対し委託料を支出している。移動支援に対しての助成は無し。

## ＜こんな活動も！＞

- ・課題の把握や話し合い
- ・フレイル予防教室
- ・生活支援コーディネーターによるサロン訪問、「協議会だより」などによる広報
- ・ラジオ体操、フリーマーケット、イオン移動販売車を活用した高齢者の買い物支援

※財源：生活支援体制整備事業の委託費60万円／年

生活支援の協議が、地域づくりと  
一体的に行われている。



## ＜吉浜地区助け合い協議会の取組経過＞

- ・ 令和元年9月  
市長への要望書を提出「高齢者等の交通弱者への公共交通の確保について」
- ・ 令和元年11月  
「岩手県における生活支援・外出支援のあり方を考えるシンポジウム」で得た情報を元に、吉浜荘と協議し、前向きな回答を得た。併せて運輸支局にも問合せ。
- ・ 令和2年1月  
愛生会(吉浜荘)に車両、職員、保険等の提供に関する要望書を提出し、翌2月に協定書を締結
- ・ 令和2年2月  
愛生会との協定書を締結し、使用者とボランティアを募集。地区内の商店にも運行事業の周知
- ・ 令和2年5月  
「買い物ドライブサロン設立総会」会員14名。
- ・ 令和2年7月  
7月10日に初運行、新型コロナウイルス感染拡大に伴い運行中止が続いたものの、9月以降再開



感染対策のため、2台を同時に  
配車していただくことも！

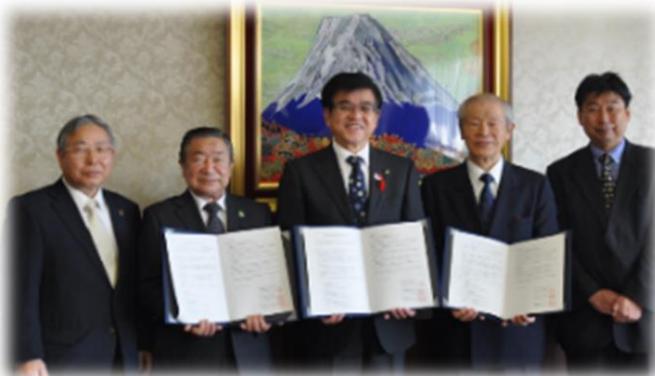
## 神奈川県 秦野市

### 「地域+社会福祉法人+市」の協同=とちくぼ買い物クラブ

- まず、公用車を使った試行事業を3か月実施。利用者やボランティアと毎月協議を行い、継続に向けて調整を行う。
- 栃窪地区近隣の社会福祉法人へ、試行期間後の事業について打診したところ、社会福祉法人浄泉会が「地域における公益的な取組」として事業を担っていただけることになった。



平成30年12月4日、法人・地域・市  
の三者による協定を締結



	役割
法人	<ul style="list-style-type: none"><li>事業総括</li><li>車両に関すること</li><li>運転ボランティアの受け入れ</li></ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"><li>利用者の連絡調整</li><li>車両の運転</li><li>運行ルート、事業実施日の調整</li></ul>
市	<ul style="list-style-type: none"><li>連絡調整のとりまとめ</li><li>運転ボランティアの育成</li><li>ボランティア活動の支援</li></ul>

## 形態:乗合い(買物支援) 車両:社会福祉法人 運転&付添:ボランティア

【経過】市西部の渋沢・千村地域の地区自治会連合会から買物支援について市へ要望→市が自治会長と協議して**18自治会の全戸にアンケートを配布**（回答1,571世帯）→高齢化率50%以上で「すぐにも乗りたい」との回答が11人からあった**栢窪地区で移動支援を試行することになった**（栢窪自治会96世帯、自治会加入率95%）

<b>モデル実施</b> 2018.9~11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎週(水)10:00~12:00 無料</li> <li>・最初は市の公用車を利用 (7人乗りワゴン)</li> </ul> <p><b>運転ボランティア:自治会役員など6人</b></p> <p>※秦野市地域支え合い型認定ドライバー養成研修受講</p>
<b>利用者の感想</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・久しぶりに○○さんと会って話せて嬉しかった</li> <li>・自分の目で見て納得できる買物ができた</li> <li>・坂道が多くて大変だったが買物がラクになった</li> <li>・今後末永くやってほしい</li> </ul>
<b>市の対応</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1ヶ月ごとにボランティアや利用者との協議を行う</li> <li>・栢窪地区近隣の社会福祉法人へ事業の担い手になれるか打診</li> </ul>
<b>モデル事業の効果</b> (ボランティアや地域の声)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のコミュニケーションが活発化した</li> <li>・車のなかで悩みを話す人ができるとストレスが解消され、安心感が生まれた</li> <li>・ひとり暮らし高齢者を地域で見守るという意識が共有されはじめた</li> <li>・ボランティアが特別なことではない雰囲気が地域に生まれた (別途「里山クラブ」も誕生:山林の下草刈り・空き家の草抜きなど)</li> <li>・毎週外出することにより介護予防につながった</li> </ul>
<b>本格実施</b> 2018.12月	<p><b>社会福祉法人 浄泉会</b>が「地域における公益的な取組」として実施</p> <p>2018.12.4 法人・地域・市の三者による協定を締結</p>



# (4) 介護予防・日常生活支援総合事業の活用事例

補助によるサービスの種類	内容	補助金	対象者	実施例	
訪問型サービスB	<b>生活支援一般(そのなかで送迎も可)</b>	間接経費 (サービス調整の 人件費、保険料、 家賃、電話代、 水熱費等)	サービス調整の 人件費のほか 「ボランティア活 動に対する奨励 金	①要支援1～2 ②基本チェックリスト該当者 ③(要支援の時 からの)継続利用 要介護認定者  ※①～③ケアマ ネジメントが必要	名張市 八王子市 花巻市 小城市 萩市
訪問型サービスD ケース1	<b>通院や買物等の送迎前 後の付添い支援</b>			駒ヶ根市 大網白里市 大阪府太子町 橋本市	
訪問型サービスD ケース2	<b>通所型サービスや一般 介護予防事業等の送迎 を別団体が担う場合</b>	間接経費のほか、 ガソリン代など送 迎にかかる実費、 車両購入費など  ※具体的な対象 経費は市町村の 判断		※名張市 秦野市 長野県喬木村 長野県御代田町 (委託) 山口県防府市 静岡県函南町 ※大阪府太子町	
通所型サービスB	<b>運動やレクリエーション、 食事、送迎等</b>			山形市 南砺市	
一般介護予防事業			奨励金は不可。 ボラボのみ	高齢者全員 (ケアマネジメント 不要)	大阪市 (委託) 川崎市 (委託) 国東市 秦野市 福山市

# 小城市支えあいセンター（佐賀県小城市）

2019年5月発足  
2020年10月付添（外出）支援開始

## 生活支援ボランティア募集！

支えあいながら安心して暮らしていくように、  
あなたができるボランティア活動をしてみませんか？

### 《活動内容》

小城市に住む高齢者等への日常生活の簡単なお手伝い  
(ゴミ出し支援、買い物代行・同行、付き添い支援など)  
※ 活動は有償ボランティアになります。(20分ごとに100円)

### 【問い合わせ先】

小城市支えあいセンター（小城市社会福祉協議会）  
TEL: 73-2700 FAX: 73-4347  
または TEL: 51-5324 FAX: 51-5450



### ～小城市生活支援体制整備事業～

## 協議体と一緒に活動してくださる方を 募集しています！



地域の課題や困りごとについて、みんなで考え、何が必要になるか、  
何が出来るかを考える場が『協議体』です。

あなたの住むまちの“これから”について一緒に考えてみませんか。

### 【問い合わせ先】

小城市役所 高齢障がい支援課 地域包括推進係  
TEL: 37-6108 FAX: 37-6162

## 有償ボランティアによる 生活支援



◆住み慣れた小城市で  
支えあいながらいつまでも  
安心して暮らせるように◆

小城市支えあいセンター  
(小城市社会福祉協議会)

利用対象者	一人暮らし高齢者 高齢者のみ世帯の方 など	利用には事前に登録が必要です。利用を希望される方は小城市支えあいセンターへご連絡ください。ご自宅へスタッフが訪問します。 利用登録後に「支えあい券」を購入していただきます。
利用できる 内容	日常生活の簡単なお手伝い	(例) ゴミ出しを代わりにしてほしい。買い物を代わりにしてほしい。 買い物と一緒にやってほしい。病院に連れて行ってほしい。 高いところの電球を替えてほしい。 など
ご注意	ボランティア活動は有償になります（20分ごとに100円）。活動時間は9時～16時です。 内容によっては、お断りさせていただくこともあります。まずはご相談ください。	

## ◆◆◆ 利用の流れ（例）◆◆◆



# 小城市訪問型サービスB事業補助金交付要綱



## 1 人件費に関するもの

(支え合いコーディネーター等の人事費)

補助金の額は活動日数により、次のとおりとする。ただし、1日の活動時間が7時間45分に満たない場合や複数の人員で業務を行う場合は、1週間の総労働時間を7.75で除した値の小数点以下を四捨五入した値を週の活動日数とする。

～ 略 ～

- (1) 活動日が週1日の場合 年額 332,800円
- (2) 活動日が週2日の場合 年額 665,600円
- (3) 活動日が週3日の場合 年額 998,400円
- (4) 活動日が週4日の場合 年額 1,331,200円
- (5) 活動日が週5日の場合 年額 1,664,000円

なお、共生社会の観点から、利用者以外の者への支援を行う場合、支援の対象の半数以上が利用者であれば、上記のとおりの補助を行う。

また、利用者が支援の対象の半数を下回った場合、上記に定める金額のうち補助対象経費の1割を対象に、利用者とそれ以外を按分し補助する。

## 2 事務費に関するもの

～ 略 ～

消耗品費 120,000円／年 消耗品費以外 20,000円／月

## その他の補助制度や交付金等の活用

- ・保健福祉事業(介護保険財源)
- ・中山間地域等直接支払制度
- ・まちづくり協議会(地域運営組織)に対する交付金
- ・支え合い交通に関する補助(一般財源)

花巻市の  
「ふるさと高松げんき村」

陸前高田市矢作町の「コミュニティ推進協議会」による  
「支え合い交通」など

色々な制度があります  
赤い羽根共同募金などで立ち上げを支援する方法も。



## 小友町 通院・買い物支援送迎バス（岩手県遠野市）

	2022年6月スタート
実施主体	長野地域ふれあい協議会 ※「妻の神・下川原・荒谷荷沢集落協定」による活動として運行
運行日時	月2日(第2、第4木曜日) 往路:10時頃荷沢出発、復路:13時半頃に市街地出発
運行エリア及び 主な停車場所	行き先:荷沢峠↔遠野市街地の施設 ・会員の最寄りのバス停前や長野コミセン前、小友診療所前、産直ともちゃん前 ・遠野市街地の行き先はその日によって変更(ご希望を聞き取って決める)
運転者、添乗者	・まるきタクシーのドライバーとして雇用契約をしている2名 =小友町民で農家の人が、通院・買い物支援送迎バスの運転だけを担当 ・ふれあい協議会の会員1名が添乗(交代)
車両	遠野市社会福祉協議会(ふれあいホーム)の車両 1台 :8人乗りステーションワゴン、10人乗り車いす仕様車のいずれか
利用のしくみ 拠点	・電話受付時間:月～金、8:30～17:00 ← 受付担当1名の携帯電話にて ・利用前日のお昼までに申し込む ・拠点は、長野コミュニティセンター
利用者負担額	無料 ※ただし、傷害保険料として100円／回

## ＜経緯としくみづくり＞

- 小友町内的人口は約1,000人(約500世帯)で、そのうち約350人(120世帯)が長野地域に住んでいる。バス通り(国道)沿いに8kmほどの細長い地域で、バスは1日2便。
- 小友町全域でなく長野地域(3自治会)で、集落協定に入っている世帯に「ふるさと福祉計画」策定のアンケート調査を行った。農地の維持や年金・介護などに次いで、買い物支援が必要ということになった。農家も非農家(会社勤め等)の人も会員になり、約40人で「ふれあい協議会」を設立。
- 財源としては、中山間地域等直接支払制度の交付金のうち、集落機能強化加算を活用し、集落協定の取組として「通院・買い物支援送迎バス」を実施することとした。ドライバー確保のため、地元のまるきタクシーに2名(2種免許保有者)に雇用契約してもらい、集落協定がまるきタクシーに運行委託をしている。
- 車両は、社会福祉協議会から無償で借り受けている。集落協定と社協で無償貸与契約あり。
- ふれあい協議会と集落協定の役員が兼務することで、2つの組織の合意形成が円滑になっている。

長野地域ふれあい協議会だより

令和4年12月1日発行

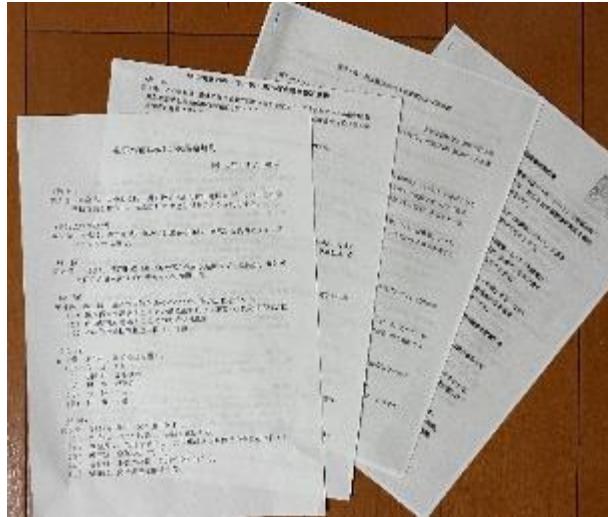
去る6月23日(木)地域内(垂の神から青沢まで)の高齢者を対象とした「通院・買い物支援送迎バス」運行を開始し、早や1か月が経過致しました。運行は、コロナ等で順調ではありませんでしたが、日々、ご利用者の利便性を自慢しながら進めてまいりました。ここに衷心よりお礼を申し上げます。また、ご利用者から市街地内のいろいろな施設に寄っていただきたいと要望も出しております。当協議会では、できる限り要望に沿って対応も考えております。利用者からは、お車で通院される場合は、車両運賃は往復無料です。ただし、傷害保険料として乗車時に100円を取りますので、受付の際に気務に行き先を申し込み願います。乗車運賃は往復無料です。ただし、傷害保険料として乗車時に100円を取りますので、受付の際に気務に行き先を申し込み願います。なお、乗車料金は往復無料です。ただし、傷害保険料として乗車時に100円を取りますので、受付の際に気務に行き先を申し込み願います。

令和5年(1月～12月)

長野地域ふれあい協議会

「通院・買い物支援送迎バス」運行日程表

運行月	運行日(第2木曜日と第4木曜日)	
1月	1月12日(木)	1月26日(木)
2月	2月9日(木)	2月23日(木)
3月	3月9日(木)	3月23日(木)
4月	4月13日(木)	4月27日(木)
5月	5月11日(木)	5月25日(木)
6月	6月8日(木)	6月22日(木)
7月	7月13日(木)	7月27日(木)
8月	8月10日(木)	8月24日(木)
9月	9月14日(木)	9月28日(木)
10月	10月12日(木)	10月26日(木)
11月	11月9日(木)	11月23日(木)
12月	12月14日(木)	12月28日(木)



## ＜地域の様子＞

- ・他の地域には、デマンド型乗合タクシーが運行されている地域もあるが、長野地域には路線バスがあるためか、乗合タクシーは運行されていない。日常的には路線バスを利用している人もいる。近隣の工場による移動販売や町内限定の送迎バス(無料)もあり、高齢者はそれも利用している。
- ・「通院・買い物支援送迎バス」は直接目的地に行けて、通り沿いならどこでも乗り降りできる。費用もかからないため喜ばれている。
- ・受付担当者は一人暮らし世帯の見回り訪問なども行っており、これにも手当を付けている。
- ・その他、コミセンでのサロン活動や民生委員とのつながりなど見守り機能を大切にしている。

- ・住民主体の移動支援とは何か？
- ・移動支援のしくみと特徴（各地の事例）

## ・知っておくべき法律と事故対策 ～最近の動き～



© イラスト協議会プラス

# 道路運送法上の許可・登録が不要の移動支援

国土交通省 通達（事務連絡/平成18年→一部改正/平成30年3月30日⇒一部改正/令和2年3月31日）

## 「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」

- (1)- 1 利用者からの給付が、**好意に対する任意の謝礼**と認められる場合
  - 2 利用する・しないに関わらず 会費等が一律の場合
- (2)- 1 利用者からの給付が野菜や地域通貨など換金性が乏しい財物などで行われる場合
  - 2 ボランタリーなサービスを相互に提供し合う場合
- (3) 利用者からの給付が**ガソリン代実費、道路通行料、駐車料金(特定費用)**のみの場合
- (4)- 1 市町村の事業として**市町村の車両**で実施されるなど、**利用者の負担がゼロ**の場合
  - 2 **自家輸送**の場合
  - 3 子どもの預かりや**家事身辺援助等**のサービスと一体的に行われる場合
  - 4 非営利法人等の使用車両の購入費や維持費を市町村が補助する場合
  - 5 介護保険財源からドライバーにボランティアポイントが付与される場合
  - 6 利用者の所有車両で送迎を行う場合



# 許可・登録を要しない運送で行うとき まとめ

国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデルパンフレット」2022年3月改定版から作成

## 利用者から団体が收受できるもの

- ・**自発的な謝金や寄付**
- ・**ガソリン代実費・道路通行料・有料駐車場代**
- ・**付添にかかる人件費**
  - ・運転行為は× 買物中の見守り○
  - ・2人体制の付添は○
- ・**生活支援と同じ料金体系による支援**  
※この場合ガソリン代実費の收受は×
- ・**利用調整に係る人件費**  
・(保険に係る費用は×)

## 団体が運転ボランティアに供与できるもの

- ・**人件費 (運転役務等に係る報酬を含む)**
- ・**ガソリン代実費**
- ・**車両提供に係る費用**  
(自動車保険料等)

## 自治体が団体やボランティアに支援できること

- ・**補助金**の拠出
- ・**介護予防ボランティアポイント**の付与
- ・**車両の提供 (リース料を含む)**
- ・**維持費 (自動車税、車検、駐車場代等)**
- ・**自動車保険など各種保険料**



運転することへの報酬を団体が負担するのは○  
自治体からの補助は？ 利用者からの受け取り方は？

■国土交通省に問い合わせると・・・「運転者には報酬は一切払ってはいけない」と説明される場合がありました。しかし、雇用職員が運転することは以前から可能でした。ボランティアも職員も、組織の所属員であり、個人で活動しているわけではないため、取り扱いが統一されました。

## 介護予防・日常生活支援総合事業上の位置づけ

- サービス運営に必要な間接経費（予約の受付や割り振りなどサービスの利用調整をする人件費など）や送迎前後の付き添い支援に係るボランティアに対する奨励金が補助対象となります。

## 運転者への支払い

- 運送主体であるNPO等は、運転者に対して運転役務に対する報酬を支払うことができます。

## 運営費用・助成

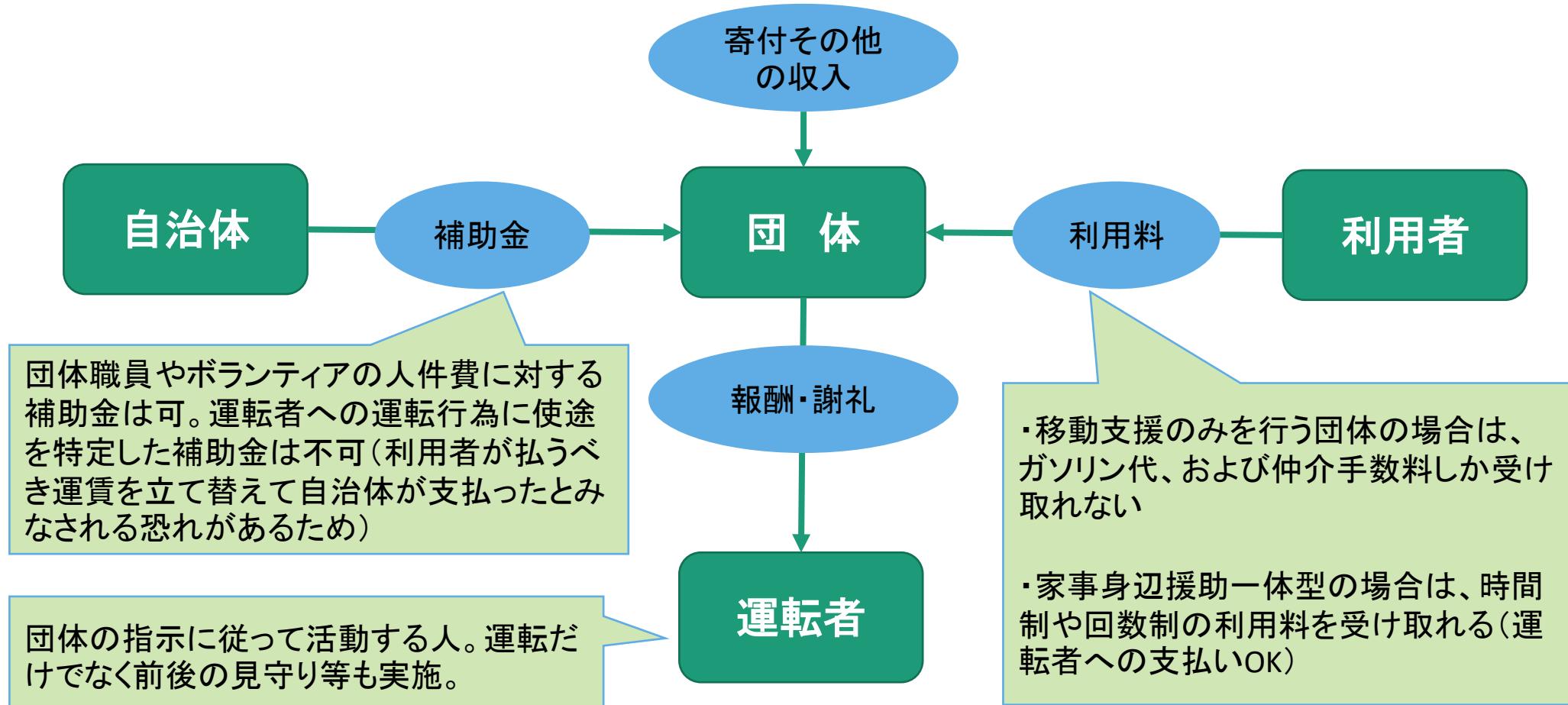
- 補助に関する留意事項  
» 運転者への報酬といった運転する行為への人件費については補助することはできません。

参考：一般介護予防事業の「ボランティアポイント」は、ボランティア自身の介護予防が目的のため、行為に関わらず運送の対価とはみなされません。

参照：国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデルパンフレット」  
2022年3月改定版 p24 ほか



道路運送法上の許可・登録を要しない運送の場合  
(参考) 利用者から受け取れるお金 & ボランティアに渡せるお金の関係



# 事故への備えはどうすれば? ~自動車保険と活動用の保険~

## 自動車保険

### ＜対人賠償＞

(家族以外の)第三者に傷害を与えた場合、傷害の程度に応じて保険金が支払われる。

同乗している利用者 = 第三者

＜人身傷害＞責任割合にかかわらず、運転者と同乗者の傷害に応じて実際の損害額が支払われる (cf.搭乗者傷害)

人身傷害保険 あるいは、  
搭乗者傷害保険

対物賠償保険

対人賠償保険

対人賠償保険のみ

### 任意保険

総合補償と呼ばれる商品は、この3つの保険が組み合わさっていることが多い。

このほかに 車両保険 なども特約で付けることができる。



自賠責:ケガ治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料 最高120万円／死亡保障 3000万円

自賠責保険(強制保険)  
対人賠償保険のみの補償

## 色々な自動車保険

### ●損保ジャパン「移動支援サービス専用自動車保険」(1年契約)

### ●東京海上日動火災「移動サービス専用自動車保険」(1年契約)

#### ※1日だけ車両を借り受ける保険

- ・あいおいニッセイ同和損保「ワンデーサポーター」
- ・東京海上日動火災保険「ちょいのり保険」
- ・損保ジャパン「乗るピタ」
- ・三井住友海上火災「1DAY保険」

1. 対人賠償責任保険
2. 対物賠償責任保険
3. 車両保険

保険の種目はこれが基本。  
マイカーの自動車保険を  
全部肩代わりしてくれる保  
険はありません...

# 活動に関する保険

## ●活動する人を守る保険商品

- ・ボランティア保険(東京都社会福祉協議会)  
無償ボランティアの場合
- ・○○市 市民活動保険(自治体が市民活動に用意している保険)
- ・在宅福祉サービス総合保険(東京都社会福祉協議会)  
有償ボランティアの場合

### →マイカーボランティア対象の保険商品

全社協「送迎サービス補償」 Aプラン（利用者用）とBプラン（乗車中の人）  
(搭乗者保険 = お見舞金と考えて)

注：一部の都道府県・政令市では全国社会福祉協議会の保険には入れません。

### →実際は、乗車中の事故より降車後の事故のほうが多い

全社協「ボランティア活動保険」（無償の場合）「福祉サービス総合補償」（有償の場合）

### →民間の保険商品、行事用保険、自治会用の保険など

## 傷害保険

活動者のケガを補償



## 賠償責任保険

他人にケガをさせたり  
他人のものを壊したり  
した際の賠償に対応

# サロン等に関する保険

## →イベント・行事・レクリエーション用の保険

一定数の参加が見込まれる行事（レクリエーション）の参加者のケガを補償する保険（傷害保険）。

行事主催者や共催者による「賠償責任保険」もセットになっている保険に加入するのが一般的 = 全国社会福祉協議会の「ボランティア行事保険」。

### 全社協「ボランティア行事保険」

⇒ 往復途上の補償の有無、名簿の事前提出の要否、最低保険料の有無などに条件がある。

⇒以下の記載あり。

「自動車による事故は、行事参加者自身のケガのみが対象となり、対人・対物事故などの賠償責任については対象となりません（自動車保険での補償となります）。」

自動車保険でなければ、どの保険も同じ

### ＜某市の例＞

社会福祉協議会：サロン実施団体のために、活動保険に加入（ボランティア行事用保険）

→賠償責任保険 + 傷害保険

通所 B のボランティア：社協のボランティア活動保険に加入（費用は通所 B の団体負担）。

→賠償責任保険 + 傷害保険

いきいき100歳体操の参加者：任意保険（スポーツ保険など）で希望者のみ加入

→賠償責任保険 + 傷害保険

# ボランティアと利用者に切れ目のない補償が行われるよう 保険をかける（乗車中の事故より降車後の事故のほうが多い）

	ボランティア 自宅発	↔	送迎車にボラン ティア乗車中	↔	送迎車に利 用者乗車中	↔	買い物やサロ ンに参加中
自動車保険			●		●		
ボランティア活動保 険（無償ボラ）	●	●		●		●	●
ボランティア行事用 保険（Aプラン）				●		●	●
送迎サービス補償 (Aプラン)				●	●	●	●
送迎サービス補償 (Bプラン)			●		●		
福祉サービス総合補 償（有償ボラ）	●	●	※傷害保険のみ ●	●	※傷害保険 のみ●	●	●



(https://www.fukushihoken.co.jp) [ふくしの保険](#) [検索](#)

移送・迷惑サービス中に  
○交通事故などにより利用者がケガをした……Aプラン  
○特定した自動車に搭乗している利用者・  
運転者などがケガをした……Bプラン  
などの事故を補償します



## 社会福祉 全国社会福祉協議会

お問い合わせ窓口  
平野謙は、障害などを行う送迎サービスの利用者（Aプラン）と送迎車乗車の利用者（Bプラン）を対象に、  
本保険を受けるためにして送迎会社の運送会社へ依頼して運送会社は、運送会社へ依頼です。

（1）障害者有りなしの運送会社は、この保険の名（A・B）に記載されていますので必ずお問い合わせください。

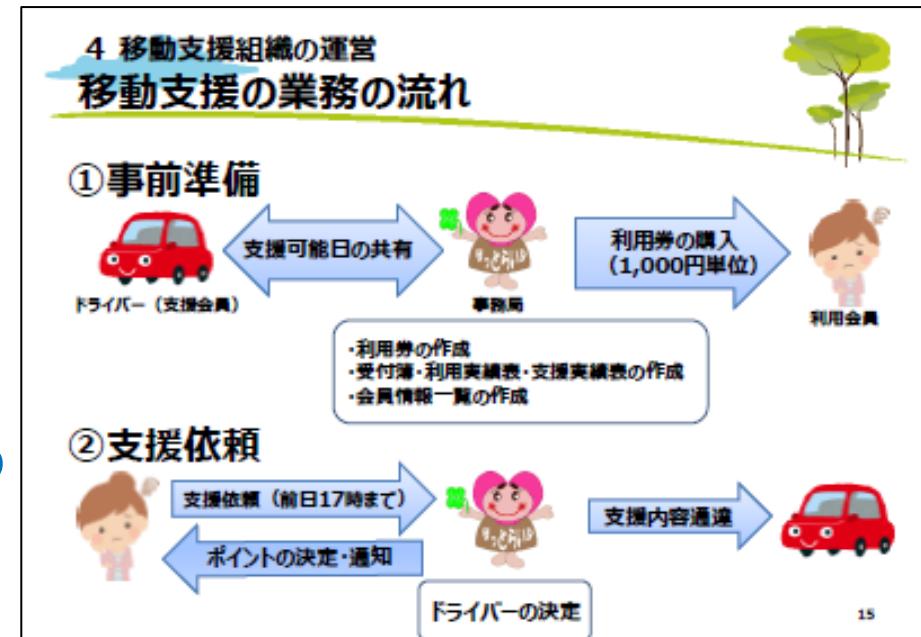
補償金額（保険金額）・保険料		
Aプラン・Bプランとも2口までご加入いただけます。		（1）1口あたり
保険金の種類	ご加入プラン	Aプラン（傷害者特定方式）
		Bプラン（自動車特定方式）
死亡保険金		345.2万円（※1）
傷害保険金		345.2万円（限度額）（※2）
入院保険金日額		3,400円
手当	入院中の手当	34,000円
怪我金	外出手当	40,000円
		17,000円
	通院通院日額	2,200円
		2,600円
保険料（1口あたり）	月額1口 20円 (1申込につき最低保険料 1,000円)	（1回保険料引取後、お支払い回数無し） （※3） （※4） 1回保険料引取後、お支払い回数無し 1回 2,000円

※1 すでに施設等保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払します。  
※2 保険の限度額により、死亡・傷害保険金額は4-100%。  
※3 お支払い回数無しです。  
※4 お支払い回数無しです。

# 保険の前に、事故を防ぐ取り組みを！

## リスクマネジメント

- 担い手育成研修・運転者講習を受けよう・企画しよう  
導入研修は、自治体が企画開催する例も増えている  
継続と気づきが大事
- サービスを調整する人も大事  
細やかなニーズ把握、無理のない計画
- みんなで考え組織的に対応する  
事故対応マニュアルを作る  
プレイヤーごとの役割を協定書で確認する  
同意書を作つて趣旨を理解してもらう



# 生活支援体制整備事業を活用した運転ボランティア育成

- 典型例：神奈川県秦野市（人口 16万5千人）

「地域支え合い型認定ドライバー養成研修」を市が実施  
(毎年 2 回 40 人定員・3 日間／無料)

※国土交通大臣認定講習機関「認定NPO法人 かながわ福祉  
移動サービスネットワーク」が受託実施

参考) 認定講習機関一覧表

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk3\\_000012.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000012.html)

＜募集方法＞

①住民が65歳になったときに送付する**介護保険被保険者証**に  
市主催の「ヘルパー研修」「認知症サポーター養成研修」  
「認定ドライバー研修」等の**日程一覧を同封**

②毎年6～7月に郵送する**介護保険料納入通知書**にも同封

- 問合せてきた人に個別のチラシを送付
- 修了者に福祉有償運送団体一覧や訪問D等の担い手団体を紹介



全国各地で増えています

# 住民にできる&得意なことをやってみることが大事

「つなぎ役」

「社会参加の窓口」

「したいこと（自分らしく）を叶えるサービス」

「地域コミュニティを強くする活動」

これらを意識して  
立ち上げよう



ご清聴ありがとうございました

## ▼移動支援の喜ばれるところ▼

- ・顔が見える&信頼関係ができていて安心
  - ・金額が安い
  - ・家に入るサービスより頼みやすい
  - ・車中で話が弾む
  - ・家族も助かる
- 
- ・意欲の回復（自己効力感UP）
  - ・一人ひとりの事情にあわせたサポート
  - ・公共サービスでは満たせないニーズに応える